

福島第一及び第二原子力発電所事故に伴う東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金の支払について

東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償請求を行った「放射線対策に要し平成 27 年度及び平成 28 年度の検査（食品衛生法）費用」について、下記のとおり賠償金が支払われましたのでお知らせします。

1 経過

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所等の事故による放射能飛散が東日本を中心に広範囲に及び、本市にも影響を生じたもの。

2 本市の放射能対策に係る主な取組

放射線量、放射性物質の測定、検査等

3 賠償金入金額

81,292 円

【内訳】

(1) 食品衛生法に基づく検査費用（平成 27 年度） 49,004 円

検査用食材等購入費用

(2) 食品衛生法に基づく検査費用（平成 28 年度） 32,288 円

検査用食材等購入費用

4 収入日

平成 30 年 7 月 20 日（金）

これまで、東京電力ホールディングス株式会社に対し、総額 38,303,417 円（水道事業、下水道事業、廃棄物処理事業、食品検査及び空間線量検査事業）の損害賠償請求を行い、賠償金 38,032,853 円（今回支払がされた分を含む。）の支払を受けました。差額 270,564 円については、引き続き協議を続けてまいります。

問い合わせ先

【食品衛生法に基づく検査費用に関すること】

健康福祉局 保健所 生活衛生課

電話：042-769-9234

Fax：042-750-3066

【その他】

危機管理局 危機管理課

電話：042-769-8208

Fax：042-769-8326